

令和2年第1回

# 長与町議会臨時会会議録

令和2年7月17日開会

令和2年7月17日閉会

長与町議会

令和2年第1回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年7月17日

本日の会議 令和2年7月17日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田愼一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 中嶋敏純君	契約管財課長 和田弘君
教育長 勝本真二君	教育次長 山本昭彦君
教育委員会理事 金崎良一君	教育総務課長 宮司裕子君

会議録署名議員

13番 吉岡清彦議員      14番 竹中悟議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会      9時30分

散会      9時51分



○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回長与町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、13番吉岡清彦議員、14番竹中悟議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

日程第3、議案第58号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についてを議題とします。ただいま議題としてあります議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん、おはようございます。それでは議案第58号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。本工事請負契約は、指名競争入札で7月6日に指名業者15社による入札を行いました。契約金額は8,467万2,500円となっており、契約の相手方は長崎市万才町1番1号松島建設工業株式会社、代表取締役濱崎雅夫、資本金9,800万円となっております。工事の主な内容といたしましては、校舎全棟の外壁の浮き部やクラック、爆裂箇所を改修後、全体に防水塗装を施すもので、工期につきましては、夏季休業期間を含む令和3年2月12日までを予定しております。なお、別紙参考図面として配置図と普通教室棟、特別管理棟の立面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○14番（竹中悟議員）

それでは何件か質疑をさせていただきたいと思います。この中身についてはほぼ順当だと思うんですが、この指名業者の中に町内業者が入ってるのかどうかというのが1点。それと指名業者の全社をお知らせいただきたい。それと最低制限価格がどれぐらいだったのか、お願いしたいと思います。3回しか質問ができませんのでね。指名業者の中には専門の外壁工事とかいうところがあるわけですけど、ほとんど総合建築業のところだ

指名をされてるというのを聞いてますが、その理由を聞かせていただきたい。

以上質問します。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

まず町内業者なんですけれども、町内業者は指名の方には入っておりません。予定価格と最低制限価格ですが、予定価格は消費税を除いた額で申し上げます。予定価格が8,502万4,000円。最低制限価格が7,683万1,000円でございます。全業者のお名前を申し上げたいと思います。小宮建設株式会社、株式会社小山建設、株式会社西海建設、株式会社上滝、株式会社親和土建、大進建設株式会社、株式会社谷川建設、株式会社長崎大建、株式会社長崎土建工業所、本間建設株式会社、松島建設工業株式会社、株主会社丸栄組、武藤建設株式会社、株式会社森美工務店、最後に山総建設株式会社でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今お聞きしたところ、これは全部総合建築の会社ですね。この中で外壁とか防水については専門の会社が長崎でもたくさんあるんですね。そういうのを採用されなかった理由。それと、やはりコロナ対策で、町内業者の方々は何の業種も非常に苦しい目に遭ってるんですね。私はこれとちょっと関係ありませんけど、町の方に町内業者育成。要は公共工事の前倒しとかいうのも、今、要請をしてるわけですけど。この契約をするに当たり、町内業者もたくさん関係する人がいらっしゃるわけですね。そういうものを下請けに使うというのも1つ条件に入れていいんじゃないか。そういうふうに思うんですよ。ですから総合建築ばかり指名した理由。それと町内業者の育成のための対策、これについてはどう考えておられるのかお尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回建築一式ということで、選定をお願いした理由というのが、大規模工事であって経営能力や技術力および材料の調達における安全性の確保を考慮して、長崎振興局管内のAクラスの業者を選定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

町内業者の活用についてですけれども、今回の議案の方でこの契約が成立した暁には、

この後、工事の会議等開いてまいります。その中でそういう請負業者の方には、町内業者の活用も十分促していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

何点か契約書の内容のことで。工期が7月20日から2月12日まで。先程夏季休暇を含むというようなことをおっしゃられたのかなと思います。これ大体200日ぐらいで、ホームページに載っている予定工期というのが120日。この工期というのは、予定工期と大体ほぼ同じぐらいというふうに今まで聞いていたんですが、学校ということもありますので、そちらが80日の工期の差になっているのかなと思っております。ただ120日の予定工期、200日のうちにどのようにスケジュールを組んでおられるのかというのが1点。それと今回、資料を3枚ほど付けていただいておりますが、この資料が見にくく、もうちょっと分かりやすい資料が添付されなかったのかなという点と、図面を見るとかなり浮き部、ひび割れ部が多々あるようですけれども、これまで支障がなかったのか。ここまで浮き部、ひび割れ部があるということで、今回の工事に入ったのが、ここまで多いんだったら別に今回じゃなくても次回でもいいんじゃないかとか、そういうふうなところもあるかと思うんですけれども、以上3点お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

工期に関しましては最初120日ということで工期を設定しているんですけれども、実工事は大体4か月程度で終わるかと思うんですけれども、今回はコロナ対策もありますし、夏季休業期間が短縮されたっていうこと。また、今回が補助事業ということで、どうしても工期が冬場に掛かってしまうということで、冬場の乾きづらさ等を考慮して、工期を長目に設定をさせていただいております。今からこの契約が締結をしたあと、実際に工程会議等を業者の方から出していただいた上で、工事の内容につきましては詳細なことは、今から業者と一緒に学校も入れて決めていくということになっております。また図面がちょっと見にくかったっていうことは申し訳ございませんでした。それとこれまで、これほどのクラックとか爆裂等があつておりました、外壁につきましては昭和55年の建設以降、一度も改修されていないということもありまして、雨漏り等とかクラックがかなり激しい状況でしたので、平成28年度、平成30年度、平成31年度と応急的な処置は施しております。その代わり、やはり全体的にかなり劣化が進んでいるということで、今回全体的な改修工事を計画しております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今年の4月から民法改正が施行されまして、瑕疵担保責任とかいろいろ、民法改正が行われまして、以前一般質問で私もこの民法改正を取り上げたんですけども、標準工事請負書、これが県の標準工事請負書を参考にして長与町の標準契約書を作るということで御答弁いただいたんですけども、そういうふうになってるのかどうか。それともう一つは、この請負契約書の中でどこがどう変わったのか。民法改正でですね。その2点をお答えしていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

○契約管財課長（和田弘君）

うちの契約書につきましては長崎県を参考に使っておりますけども、改正をしております。それと、どこが変わったというのは資料が今手元にありませんので、その辺りはお答えできません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第58号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。議会運営委員長、議会広報広聴委員長から、目下委員会において調査の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これにて会議を閉じます。

これで令和2年第1回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 9時51分)